

議案第 9 4 号

墨田区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 7 年 2 月 1 3 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例
墨田区の一般職の任期付職員の採用に関する条例（平成 1 7 年墨田区条例第 8 号）
の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

墨田区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

第 1 条中「第 3 条第 2 項」を「第 3 条第 1 項及び第 2 項」に改め、「及び第 2 項」の次に「並びに地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 4 条第 5 項」を、「定めた採用」の次に「及び任期を定めて採用された職員の給与の特例」を加える。

第 2 条中「任命権者は」の次に「、前項の規定によるほか」を加え、同条を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

任命権者は、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。

第 3 条中「第 2 条又は第 2 条の 2」を「第 2 条各項又は第 2 条の 2 各項」に改める。

第 5 条中「第 2 条及び」を「第 2 条各項又は」に、「任期付職員」を「第 2 条第 2 項又は第 2 条の 2 の規定により任期を定めて採用された職員」に改め、同条を第 7 条とする。

第 4 条の見出し中「職員の給与に関する条例」を「給与条例」に改め、同条中「職員の給与に関する条例（昭和 3 3 年墨田区条例第 1 9 号）」を「給与条例」に改め、同条を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加え、同条を第 6 条とする。

給与条例第5条、第6条、第9条から第12条まで及び第12条の3の規定は、
特定任期付職員には適用しない。

第3条の次に次の2条を加える。

(給与に関する特例)

第4条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、別表第1の特定任期付職員給料表を適用する。

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて別表第2の号給別基準職務表に従い、前項の給料表に掲げる号給のいずれかに格付けし、同表により給料を支給しなければならない。

3 任命権者は、特定任期付職員について、特別の事情により第1項の給料表に掲げる号給により難いときは、前2項の規定にかかわらず、特別区人事委員会の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる7号給の給料月額にその額と同表に掲げる6号給の給料月額との差額に1からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の指定職俸給表8号俸の額未満の額に限る。）又は同表8号俸の額に相当する額とすることができる。

4 第2項の規定による号給の格付け及び前項の規定による給料月額の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。

(特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用)

第5条 特定任期付職員に対する職員の給与に関する条例（昭和33年墨田区条例第19号。以下「給与条例」という。）第4条、第21条第1項及び第2項、第24条、第26条第2項、第27条第2項並びに第27条の4第1項の規定の適用については、給与条例第4条中「この条例」とあるのは「この条例及び墨田区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年墨田区条例第8号。以下「任期付職員採用条例」という。）第4条の規定」と、給与条例第21条第1項及び第2項中「第10条第1項の規定により指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」と、給与条例第24条中「この条例に定める」とあるのは「この条例及

び任期付職員採用条例第4条に規定する」と、給与条例第26条第2項ただし書中「第10条第1項の規定により指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の107.5」とあるのは「特定任期付職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の100」と、給与条例第27条第2項中「第10条第1項の規定により指定する職員にあっては、100分の135」とあるのは「特定任期付職員にあっては、100分の92.5」と、給与条例第27条の4第1項中「第10条の規定により指定する職員」とあるのは「特定任期付職員」とする。

付則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	392,000
2	433,000
3	483,000
4	544,000
5	614,000
6	697,000
7	789,000

別表第2

号給別基準職務表

号給	基準となる職務
1	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する職務
2	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する困難な職務
3	高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を

	を活用して従事する特に困難な職務
4	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難な職務
5	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する特に困難で重要な職務
6	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で重要な職務
7	極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して従事する特に困難で特に重要な職務

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する人材を活用することにより、複雑化かつ高度化する行政課題への対応を図るため、特定任期付職員制度を導入するとともに、題名を改める必要がある。